

西宮地区埋立事業対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 西宮地区の埋立事業ならびに西宮旧港周辺の諸問題に対処し、地区住民の生活環境の保全を図るため、西宮地区埋立事業対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、つぎの各号に掲げる事項について協議する。

- (1)埋立事業に伴って生ずる公害対策に関すること。
- (2)埋立事業に伴って生ずる交通安全対策に関すること。
- (3)治安および風紀問題に関すること。
- (4)その他埋立事業に伴って生ずる諸問題の処理に関すること。
- (5)西宮旧港周辺の諸問題に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、浜脇・用海・香櫨園地区の関係自治会と行政当局が一体となって組織する。

(構成)

第4条 協議会は、つぎの各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1)自治会代表
- (2)西宮市および兵庫県職員

2 前項の委員の選出基準は、別に定める。

3 この会の趣旨および目的を円滑に進めるため、研究部会を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により選任する。

(運 営)

第 6 条 協議会は会長が主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

2 協議会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 前項の会議には、構成員の代理出席を認める。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、西宮市土木局臨海対策部臨海対策課において行う。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他この要綱の実施について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 58 年 3 月 19 日から実施する。

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 年 7 月 21 日から実施する。

この要綱は、平成 12 年 7 月 19 日から実施する。

この要綱は、平成 19 年 3 月 26 日から実施する。

この要綱は、平成 28 年 2 月 5 日から実施する。

この要綱は、令和元年 5 月 23 日から実施する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

西宮地区埋立事業対策協議会委員選出基準

設置要綱第4条に定める委員は、つぎの基準により選出する。

* 1号関係委員（自治会代表）

浜脇地区自治連合会会長

用海地区団体協議会代表

久保町内会代表

鞍掛町自治会代表

メガロコープ西宮1号棟自治会代表

浜脇町自治会代表

浜町自治会代表

石在町自治会代表

泉町自治会代表

西波止町自治会代表

前浜町自治会代表

建石町自治会代表

香櫨園地区団体連絡協議会代表（2名）

* 2号関係委員

（兵庫県職員）

尼崎港管理事務所長

（西宮市職員）

土木局長

土木局臨海対策部長